

ウクライナにとって包括的、公正かつ永続的な平和を 一日も早く実現するための意見書

ロシア連邦によるウクライナ全面侵略から4年、クリミア半島の違法占領に象徴される侵略開始から12年が経過しました。

この進行中の侵略は国際連合憲章及び国際法の基本原則に対する重大かつ継続的な違反であり、国際ルールに基づく秩序の根幹を揺るがし、世界の平和と安全を損なうものである。

私たちは武力による一方的な現状変更の試みを断じて容認しないこと、さらにウクライナ侵略時、核戦力使用の可能性を示唆したことに対し、世界で唯一の被爆国である我が国の非核平和都市宣言をしている町田市議会として断じて許さず強い非難を4年前に決議として表明している。

この間、我が国日本をはじめ、国際社会が協力しこの侵略戦争の終結を目指し、継続的な努力をなされてきたことに心からの敬意を表す。

そこで町田市議会は国際連合憲章、すなわち国家の主権平等と領土保全の原則に則り、日本国政府があらゆる外交手段を講じ、国際社会と連携し、ウクライナにとって包括的、公正かつ永続的な平和を一日も早く実現するために、一層の努力をなされることを要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。